



平成25年分  
開催分

(その1)

# 収支報告書

(ふりがな) ごとうしげゆきこうえんかい  
1 政治団体の名称 後藤茂之後援会

2 主たる事務所の所在地 諏訪市城南1-2542  
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
金子 文雄

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
小林 勇郎

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
武居 久

(電話) 0266-57-3370

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 後藤 茂之
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

25-6530

213570

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	2,129,129
(前年からの繰越額)	29,129
(本年の収入額)	2,100,000
支 出 総 額	2,070,121
翌年への繰越額	59,008

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(イ) (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,100,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,100,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	2,100,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
1	籐信会	700,000	H25/1/17	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一会館704	後藤茂之		
2	籐信会	400,000	H25/3/29	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一会館704	後藤茂之		
3	籐信会	1,000,000	H25/7/30	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一会館704	後藤茂之		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附							
合 計		2,100,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	222,888		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	574,839		
(4) 事 務 所 費	833,178		
小 計	1,630,905	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	281,734		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	157,482	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	10,500		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	146,982		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	439,216	0	
合 計	2,070,121		

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電気料	28,662	H25/1/25	中部電力諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野4559-43	
2	電気料	16,869	H25/2/25	中部電力諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野4559-43	
3	灯油代	24,102	H25/2/28	㈱蓼科商事	茅野市米沢3785	
4	水道料	16,389	H25/3/21	諏訪市水道局	諏訪市高島1-22-30	
5	電気料	15,351	<del>H25/2/28</del>	中部電力諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野4559-43	
6	電気料	14,238	H25/4/22	中部電力諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野4559-43	
7	灯油代	19,600	H25/4/30	㈱蓼科商事	茅野市米沢3785	
8	電気料	15,795	H25/5/24	中部電力諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野4559-43	
9	電気料	13,952	H25/6/24	中部電力諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野4559-43	
10						
11						
	その他の支出	57,930				
	合 計	222,888				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	印刷機リース代	15,000	H25/1/7	日立キャピタル(株)	山梨県甲府市相生1-2-31-7F	
2	インク・トナー代金	65,709	H25/2/1	株 ミフジOA(株)	諏訪市高島二丁目1268-2	
3	事務用品	44,977	H25/2/4	株 吉池商店	諏訪市大手1-6-4	
4	印刷機リース代	15,000	H25/2/7	日立キャピタル(株)	山梨県甲府市相生1-2-31-7F	
5	トナー代	16,800	H25/2/28	(有)ドリームカンパニー	諏訪市清水1-6-21	
6	名刺印刷代	56,070	H25/2/28	株 ケーアンドケー	諏訪市豊田文出456-2	
7	事務用品	42,997	H25/2/28	株 吉池商店	諏訪市大手1-6-4	
8	印刷機リース代	15,000	H25/3/7	日立キャピタル(株)	山梨県甲府市相生1-2-31-7F	
9	インク・トナー代金	29,988	H25/3/28	株 ミフジOA(株)	諏訪市高島二丁目1268-2	
10	事務用品	38,667	H25/4/2	株 吉池商店	諏訪市大手1-6-4	
11	印刷機リース代	15,000	H25/4/8	日立キャピタル(株)	山梨県甲府市相生1-2-31-7F	
12	名刺印刷代	28,140	H25/4/26	株 ケーアンドケー	諏訪市豊田文出456-2	
13	インク・トナー代金	30,322	H25/4/30	株 ミフジOA(株)	諏訪市高島二丁目1268-2	
14	印刷機リース代	15,000	H25/5/7	日立キャピタル(株)	山梨県甲府市相生1-2-31-7F	
15	事務用品	10,344	H25/5/29	株 吉池商店	諏訪市大手1-6-4	
16	印刷機リース代	15,000	H25/6/7	日立キャピタル(株)	山梨県甲府市相生1-2-31-7F	
17	名刺印刷代	41,160	H25/6/28	株 ケーアンドケー	諏訪市豊田文出456-2	
18	事務用品 コピーメンテナンス	20,674	25.6.28 H25/4/30	株 ミフジOA(株)	諏訪市高島二丁目1268-2	
19						

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
20						
	その他の支出	58,991				
	合 計	574,839				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電話料	35,034	H25/1/7	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
2	家賃	105,000	H25/1/29	丸登電業㈱	岡谷市天竜町3-9-1	
3	電話料	34,247	H25/2/5	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
4	家賃	105,000	H25/2/28	丸登電業㈱	岡谷市天竜町3-9-1	
5	電話料	26,031	H25/3/5	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
6	家賃	105,000	H25/3/28	丸登電業㈱	岡谷市天竜町3-9-1	
7	電話料	25,742	H25/4/5	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
8	家賃	105,000	H25/4/26	丸登電業㈱	岡谷市天竜町3-9-1	
9	電話料	26,012	H25/5/7	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
10	家賃	105,000	H25/5/28	丸登電業㈱	岡谷市天竜町3-9-1	
11	電話料	24,612	H25/6/5	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
12	家賃	105,000	H25/6/28	丸登電業㈱	岡谷市天竜町3-9-1	
13	会計監査業務報酬	31,500	H25/7/2	小口税務会計事務所	岡谷市長地小萩1-16-31	
14						
	その他の支出	0				
	合 計	833,178				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	役員会会議費	38,000	H25/1/27	山王閣	諏訪郡下諏訪町5773	
2	椅子レンタル	12,600	H25/2/1	(有)スワセレモニー	諏訪市中洲下金子4416-5	
3	お茶代	15,912	H25/3/19	㈱信濃屋酒店	諏訪市中洲三ツ俣5709-33	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
	その他の支出	215,222				
	合 計	281,734				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	新聞広告	10,500	H25/2/1	下諏訪市民新聞社	諏訪郡下諏訪町大社通り	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合 計		10,500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	マレットゴルフ大会 支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	MG大会備品	19,600	H25/7/31	(株)ニシザワ・テクノ	諏訪市大字豊田1669-6	
2	MG大会備品	20,200	H25/9/27	(株)ニシザワ・テクノ	諏訪市大字豊田1669-6	
3	MG大会備品	25,000	H25/11/17	スワンマレット	諏訪市四賀神戸3092	
4	役員お弁当代	32,730	H25/12/2	正栄軒	諏訪市四賀626	
5	上川マレットゴルフ場整備協 力代	13,400	H25/12/3	上川MG場愛護会 代 表小松博之	諏訪市四賀6783	
6				(合計)		
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		36,052				
合 計		146,982				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 5月 23日

政治団体の名称 後藤茂之後援会

会計責任者の氏名 小 林 勇 郎



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

# 政治資金監査報告書

平成26年5月16日

後藤茂之後援会

代表 金子 文雄 殿

登録政治資金監査人

ニハク教高



登録番号 第 2176 号  
研修修了年月日 平成21年5月25日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、後藤茂之後援会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、後藤茂之後援会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
  - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

後藤茂之後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、後藤茂之後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上